第１章　計画の策定にあたって

１　策定の趣旨

平成23年６月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」が成立し、平成24年10月に施行され、平成23年７月には障がい者計画の根拠法である「障害者基本法」が改正されました。

障害者基本法には地域社会における共生等の新たな視点が盛り込まれ、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することが目的とされています。

平成24年６月には、それまでの「障害者自立支援法」を改正し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」）という。）」とされ、同法では、制度の谷間のない支援を提供する観点から難病患者が障がい者福祉の対象に含まれることとされました。

平成25年６月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が成立し、平成28年４月から施行されています。障害者差別解消法では、障がいを理由とする差別等の権利侵害行為を禁止するとともに、社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害（合理的配慮の不提供）の防止が定められました。

これらの一連の法整備を経て、平成26年１月には「障害者権利条約」が批准されました。

その後、障害者総合支援法施行３年後の見直しが行われ、平成28年６月には「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が改正され、障がい児の多様化するニーズに対応し、計画的に支援の提供体制を整備していくため、「障がい児福祉計画」の策定が義務付けられました。

加茂市においては第５期 加茂市障害者計画（含　加茂市障害福祉計画・障害児福祉計画）を策定し、これまでの支援策の維持・継続を行ってきました。

令和３年３月で計画期間が修了を迎えるため、社会の環境の変化や国の基本指針、加茂市の現状を踏まえて計画の見直しを行い、現状での課題等について整理・検討を加えた「第６期 加茂市障害者計画（含　加茂市障害福祉計画・障害児福祉計画）」を策定しました。

2　計画の概要

（１）計画の法的位置づけ

この計画は、障害者基本法第 11 条第３項による障害者計画と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第 88 条第１項による障害福祉計画及び児童福祉法第 33 条の 20 第１項による障害児福祉計画を併せて策定するものです。

（２）計画の内容

本計画は、国の定める基本指針に即し、加茂市の状況を勘案して、障がいのある人や児童の支援体制の確保や推進を図る計画です。

地域において必要な各種サービスについて、目標や各年度のサービス需要を見込んでいます。

3　計画の期間

この計画の期間は、令和３年度から令和５年度までの３年間とし、３年毎に見直すこととしています。なお、社会情勢の変化や障がいのある人のニーズに対応するため、必要に応じて評価・見直しを行うこととしています。

4　計画の対象範囲

この計画の主な対象者となる障がいのある人や児童（「障がい者」・「障がい児」）とは、障害者基本法に定める障がい者及び児童福祉法で定める障がい児です。

しかし、障がいある人たちを含む、あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進するためには、全ての市民の理解と協力が必要不可欠であるため、障がいのある人を取り巻く全ての人を対象とします。

第２章　重点課題・目標

1　心のバリアフリー化の推進

全ての人が、障がいのあるなしに関わらず住み慣れた地域で、ひとりの人間として日常生活を送り、社会活動に参加できるような地域社会の実現を目指します。

障がいのある人も多様な個性を持つ一人の人間として相互に尊重し、支えあうことができる地域を目指すうえで共に理解し合うことが重要です。

すべての人がその人らしい生活を送ることができ、より良いコミュニケーションができるように市民の関心を高め、理解を促進していきます。

2　障がいのある人たちの地域生活を支援する施策の充実

障がいのある人が地域生活を継続するために必要な支援を受けることができ、障がいのある児童が健やかに成長していくために必要な支援を受けることができるように、地域の実態把握に努めます。

障がいのある人の自己決定を尊重し、地域において、それぞれの持てる能力を発揮できるよう、様々な施策や資源を有効に活用しながら支援体制の充実を目指します。

3　幅広い障がいを対象にした支援のために

福祉サービスの一元化を図った障害者総合支援法において、すべての障がいの各サービスは一つの法律の枠組みで統一され、難病患者や発達障がいの人を含む幅広い人たちが支援の対象とされました。

そのため、多様な状況に対応し、地域全体で障がいのある人を支えていくために情報の提供、情報の収集、協働のための関係機関との連携などが重要です。

相談支援体制の充実を軸に、様々な機関との連携を進めます。

第３章　加茂市障害者計画

1　計画の基本方針と基本理念

本計画は、これまでの加茂市障害福祉計画に基づく施策を踏まえて、加茂市が目指す基本目標を計画として推進します。

障がいのあるなしにかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、共に支え合う地域を目指します。

障がいのある人が社会の構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定のもとに社会のあらゆる活動に参加・参画するとともに、社会の一員としてその責任を分担し、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、その人の活動を阻害している諸要因を取り除き、自らの能力を最大限発揮し自己実現できる社会の実現を目指します。

「誰一人取り残さないーNo one will be left behind」SDGs※の理念がより多くの市民に理解され、障がいのある人たちをひとりの人間として受け入れることができる社会の実現を目指します。

※ SDGs（Sustainable Development Goals）： 2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標

基本理念

つながり、支（ささ）えあい、
全（すべ）ての人（ひと）にとって
住（す）みやすい
まちづくり

２　施策の方向性と取り組み

障がいのある人たちが住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるように、障がい福祉施策の充実に努めます。

障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むために必要となるサービスを利用できるようにサービス等の提供体制の充実を目指します。

また、サービス等の適切な利用を促進するために相談支援体制の充実を図ります。

（１） 理解・交流の促進

障がいのある人や児童を取り巻く問題について、すべての人が自分自身及び社会全体の問題でもあることを認識し、行動することが求められます。

そのためには、社会生活のあらゆる場において、障がいのある人や児童やその家族が安心して人間らしい生活を送ることができるよう市民の関心を高め、それぞれの個性についての理解を深め、障がいに対する正しい知識を持つことが重要です。

正しい理解や知識を深めることで、障がいのある人に対する偏見や差別を無くし、すべての市民が互いに尊重し、共に生活する社会の実現を目指すための取り組みを推進します。

広報紙等による啓発

障がいのある人や児童についての正しい知識や理解を深めるために、広報やホームページ、ＳＮＳなどを活用し、情報発信を行うことで広く理解を求めます。

研修事業等の推進

理解と知識を高める機会として、地域の団体や事業者と協力しながら、研修・交流事業の取り組みを推進します。

（２）生活支援の充実

障がいの重度化や多様化、核家族化や介護者の高齢化の一方で、社会参加の進展など、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しており、それぞれのライフステージで必要とされるサービスも多様化しています。

多様化するニーズに対応するため、相談支援体制や障害福祉サービスなどの整備、量的・質的充実に努め、豊かな地域生活の実現に向けた取り組みを推進します。

相談支援体制の構築と充実

障がいのある人や児童が自分らしく生活していくために、伴走者としての役割を果たすのが相談支援です。

各事業者や関係機関との連携を図り、相談支援体制の構築・充実に努めます。

また、課題に的確な対応を行うために必要な専門的な知識や技術を有する人材の確保・育成に努めます。

障害福祉サービス等を提供する体制の構築と充実

地域で生活していくために、障がいのある人や児童の暮らしを支える障害福祉サービス等の充実が必要となります。

必要となる障害福祉サービス等が適切に利用できるように相談支援を中心として制度の周知を図るとともに、障害福祉サービス提供事業者との連携を深め、協働によるサービス提供体制の構築と充実を推進します。

情報コミュニケーション面での支援

日常生活に必要な情報の収集が困難な人やコミュニケーションを図ることが困難な人に対して、必要な情報を届けられるように情報提供の方法や内容の充実を行い、円滑なコミュニケーションの支援体制を充実できるよう努めます。

（３）住みやすい環境整備の推進

障がいのある人や児童が地域社会で安全で安心した生活を送ることができるように住環境の整備や道路や交通機関などにおける物理的な障壁の除去による生活環境の改善を推進します。

住まいの場の確保

障がいのある人が住み慣れた地域で生活をしていくために事業者との連携に努め、短期入所やグループホームなどの住まいの場の拡充に努めます。

施設・設備等の整備改善

障がいのある人が安心して生活できるように日常生活に適する住宅や施設、道路等のバリアフリー化を推進します。また、公共施設などで移動や適切なコミュニケーションが行えるように必要な配慮の提供が行える仕組みづくりを推進します。

市や事業者、市民が一体となって環境整備ができるように、バリアフリー化に向けた取り組みに必要な情報提供や協力体制の構築に努めます。

安全・安心のための体制整備

障がいのある人や児童が安心して避難等ができるための配慮、犯罪や事故等に巻き込まれないための見守りなどの安全・安心対策を充実に努め、警察や民生委員・児童委員、ボランティア団体、地域住民等との連携体制強化を推進します。

（４） 自立や社会参加の促進

障がいのある人が地域で充実した生活を送るためには、その能力を最大限に発揮して社会貢献を行うことや生きがいを持って生活できることが必要です。

そのために、障がいの特性にあった一人ひとりが活躍できる機会ができるような支援を行います。

生涯学習・スポーツ・レクリエーションの促進

生活を充実させるために、それぞれの障がいの状況に応じた学習の機会やスポーツ・レクリエーションや文化活動への参加の機会が増え、地域の人と触れ合える機会の提供が行えるよう、情報提供や活動団体やボランティア等の関係機関との連携を図ります。

雇用・就労のための支援

障がいのある人が社会の一員として自立した生活を送るために雇用や就労の促進に努めます。

ハローワークや障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携しながら、一般企業等への啓発を推進し、雇用や職場実習、職業体験の機会の提供ができるよう努めます。また、障害福祉サービス提供事業者等との連携・協力により福祉的就労の機会の提供や作業工賃増大のための取り組みを推進します。

（５）障がいのある児童の健やかな育成

障がいのある児童の健やかな育成のためには、できるだけ早期に適切な支援を行うことが重要とされ、障がいの状況や程度に応じた乳幼児期からの長期的な教育や療育、訓練等が求められています。

関係機関との連携や情報共有を図り、保護者等の家庭に対する相談支援体制の充実に努めます。

相談体制の強化と関係機関との連携強化

乳幼児健診や就学時健診等の機会で発達の問題や特性に気付けるように、関係機関との連携により発達相談や教育相談などの相談の機会の充実に努めます。

また、保育園、小・中学校等の関係機関、障害児通所支援事業所等との連携により総合的な支援を行えるよう体制整備に努めます。

各事業者や関係機関との連携を図り、相談支援体制の構築・充実に努めます。

こども**発達に関する支援体制の充実**

各事業者や関係機関との連携・協力を図り、発達に関して支援が必要な児童に対する専門的な支援を実施できる体制の充実を推進します。

（６） 医療・保健の充実

障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見・早期治療に関する取り組み、障がいの悪化や機能低下を防ぐための健康管理やリハビリテーション等の保健サービスの充実に努めます。

障がい者の多様な医療ニーズに応えられるよう、医療機関、保健機関、各事業者等との連携を図り、健康相談をはじめとする各種相談事業の充実に努めます。

保健サービス・相談事業の充実

乳幼児から高齢者まで、それぞれのライフステージに対応する一貫した保健サービスを推進するとともに、各種健診、相談事業の充実を図ります。

障がいのある人等が地域社会の中で充実した生活を送ることができるよう、日常の健康管理、リハビリテーション体制の整備に努めます。

精神障がい・発達障がい・難病保険施策の充実

保健所等の機関と連携して、精神保健に関する正しい知識の普及啓発を進め、心の健康づくりを推進し、障がいのある人が地域の中で生活できるように、予防から早期治療、社会復帰対策等の総合的な支援の推進に努めます。

また、発達や成長に心配のある乳幼児、育児に不安を持つ保護者等が身近で利用しやすい相談・指導体制を整備するとともに、早期療育体制の充実を図ります。

難病のある人が安心して地域で生活できるように、個別の相談に応じるとともに、保健所等の関係機関と連携し、適切な医療や支援が受けられるよう医療情報等の提供に努めます。

第４章　第６期障害福祉計画及び第２期障害児福祉計画

本計画は平成 30 年度実績から令和 2 年度実績見込みまでの状況を基に、加茂市が行う基本的な相談で把握した利用意向等を加味し、各目標値やサービス量の将来推計を行い作成したものです。

１　令和５年度までの目標値

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

○令和５年度末において、令和元年度末時点の施設入所者数の６％以上が地域生活へ移行することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。
○令和５年度末において、令和元年度末時点の施設入所者の 1.6%以上を削減することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

【市の考え方】

障害者支援施設を利用する障がいのある人たちで、地域生活への移行を希望する人たちへは地域への移行を検討し、そのための支援を行います。

一方で、障害者支援施設の入所を希望している人や入所待機者として登録をしている人の存在もあり、入所が必要な人たちへの支援も継続して行っていきます。

【目標値】

項　目	数　値	考え方
令和元年度末時点の入所者数　（Ａ）	25 人	令和元年度末の施設入所者数
目標年度入所者数　（Ｂ）	25 人	令和５年度末時点の利用人員
【目標値】入所者数削減見込み　（Ｃ＝Ａ－Ｂ） 削減率（Ｃ／Ａ×100）	０人 0%	入所者数にかかる差引減少見込み数
【目標値】地域生活移行者数　（Ｄ） 地域移行率（Ｄ／Ａ×100）	０人 0%	施設入所からＧＨ等へ移行した者の数

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

○各市町村に保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本に活動指標を定める。

【市の考え方】

令和５年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置を目指して協議・調整を行います。

【目標値】

［活動指標］	年　度			考え方
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	0	0	1	令和５年度に初回開催
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	0	0	10	相談事業者、医療関係者、保健師、福祉事務所担当者を想定。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0	0	0	令和５年度が初回開催 目標設定及び評価は後年度
精神障害者の地域移行支援 （単位：人）	0	0	0	地域移行支援事業の提供体制がなく、制度を使わず、市担当者による対応を想定。
精神障害者の地域定着支援 （単位：人）	0	0	0	地域定着支援事業の提供体制がなく、制度を使わず、市担当者による対応を想定。
精神障害者の共同生活援助 （単位：人）	2	4	7	管内にも共同生活援助提供事業所が開設し、精神障がい者の利用がある。 ５名程度の増加を目ざす。
精神障害者の自立生活援助 （単位：人）	0	0	0	自立生活援助事業の提供体制がなく、制度を使わず、市担当者による対応を想定。

（３）地域生活支援拠点等の整備と機能強化・充実

【国の基本指針】

○令和５年度末までに、各市町村又は各障害福祉圏域に少なくとも１つの拠点を確保する。
○年１回以上運用状況を検証及び検討する。

【市の考え方】

現時点で他市町村との協議・調整の予定がなく、県央圏域での整備予定が無いため、加茂市単独での整備を検討します。

市単独での多機能型拠点整備は難しく、面的整備を基本として、関係事業者と協力をしながら整備を進めていくために、自立支援協議会等において必要となる拠点機能についての課題整理を行います。

令和５年度中の整備を目標とし、令和３年度から令和４年度は具体的な拠点整備の課題整理を行います。その結果を踏まえて関係機関との調整を図り、令和５年中の整備を目指します。

整備した地域生活支援拠点の機能について令和５年度末に検証・検討を行うことを目標とします。

【目標値】

項　目	目標値	
令和５年度末時点の地域生活支援拠点確保 （単位：個所）	令和３年度	0
	令和４年度	0
	令和５年度	1
地域生活支援拠点の年１回以上の検証及び検討の実施 （単位：回）	令和３年度	0
	令和４年度	0
	令和５年度	1

（４）福祉施設から一般就労への移行等

①　福祉施設から一般就労への移行

【国の基本指針】

○就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行、就労継続）を通じて、令和５年度中に一般就労に移行する者を令和元年度の移行実績の 1.27 倍以上とすることを基本とする。

○併せて以下についても、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

・就労移行支援事業：1.30 倍以上

・就労継続支援Ａ型事業：概ね 1.26 倍以上

・就労継続支援Ｂ型事業：概ね 1.23 倍以上

【市の考え方】

就労移行支援事業所等の福祉施設を利用する人の中で、訓練等を通じて一般企業等への就職（一般就労）を目指す人たちへの支援を障害福祉サービス提供事業者等との連携・協力により継続的に行っていきます。

ハローワークや障害者就業・生活支援センター等の関係機関とも連携しながら、少しでも多くの人たちが就労に繋がるように継続的に支援をします。

【目標値】

（福祉施設利用者全体）

項　目	数　値	考え方
令和元年度の一般就労移行者数（Ａ）	２人	令和元年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数（Ｂ） 目標値＝Ｂ／Ａ	３人 1.5 倍	令和５年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労する者の数

（就労移行支援事業）

項　目	数　値	考え方
令和元年度の一般就労移行者数（Ａ）	０人	令和元年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を通じて、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数（Ｂ） 目標値＝Ｂ／Ａ	１人 -倍	令和５年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を通じて、一般就労する者の数

（就労継続支援Ａ型事業）

項　目	数　値	考え方
令和元年度の一般就労移行者数（Ａ）	１人	令和元年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援Ａ型事業を通じて、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数（Ｂ） 目標値＝Ｂ／Ａ	１人 １倍	令和５年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援Ａ型事業を通じて、一般就労する者の数

（就労継続支援Ｂ型事業）

項　目	数　値	考え方
令和元年度の一般就労移行者数（Ａ）	１人	令和元年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援Ａ型事業を通じて、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数（Ｂ） 目標値＝Ｂ／Ａ	１人 １倍	令和５年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援Ａ型事業を通じて、一般就労する者の数

②　就労定着支援事業の利用者数

【国の基本指針】

○令和５年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、７割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

【市の考え方】

就労定着支援事業は、就労移行支援事業所等の福祉施設を利用して一般企業等への就職ができた人たちが、就職後にその職場等で長く働き続けるための支援を行う障害福祉サービスです。

市内には就労定着支援事業を行う事業所がありませんが、利用希望者が就労定着支援事業を利用できるように就労定着支援事業所等との連携・協力を継続します。

【目標値】

項　目	数　値	考え方
令和５年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数（Ａ） ※令和５年４月～９月末までの移行者数	３人	令和５年度において就労移行支援事業等を通じて、一般就労する者の数
【目標値】（Ａ）のうち、就労定着支援事業利用者数（Ｂ） 目標値＝Ｂ／Ａ	１人 3.3 倍	令和５年度において就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業を利用する者の数

②　就労定着率が８割以上の就労定着支援事業所の割合

【国の基本指針】

○令和５年度末において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率※が８割以上の事業所を全体の７割以上とすることを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

※「就労定着率」の定義：過去３年間の就労定着支援の総利用者のうち前年度末時点の就労定着者数の割合

【市の考え方】

市内には就労移行支援事業を行う事業所がないため、利用希望者が就労移行支援事業を利用できるように就労移行支援事業所等との連携・協力を継続します。

先ずは障害福祉サービス提供事業者との連携・協働によるサービス提供体制の構築と充実に努めます。

【目標値】

項　目	数　値	考え方
令和５年度末の就労定着支援事業所の数（Ａ）	０箇所	令和５年度末における就労定着支援事業所の数
【目標値】目標年度末の就労定着率８割以上の事業所の数（Ｂ） 目標値＝Ｂ／Ａ	０箇所 －倍	令和５年度末において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が８割以上の事業所の数

（５）障がい児支援の提供体制の整備等

①　障がい児支援の提供体制

【国の基本指針】

○令和５年度末までに、各市町村に下記について整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。

・児童発達支援センター：少なくとも１か所以上

・保育所等訪問支援：利用できる体制を構築する。

・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス：１か所以上

【市の考え方】

障がい児支援を行う事業者や関係機関との連携・協働によるサービス提供体制の構築と充実に努め、継続的に検討を行います。

また、子育て世代包括支援センターを中心に保健師・家庭児童相談員等による相談支援体制の継続・強化に努めます。

【目標値】

項　目	数　値	考え方
児童発達支援センターの設置	０箇所	児童発達支援事業所開設を目標とし、その後に児童発達支援センター設置を検討する
保育所等訪問支援の提供体制	０箇所	市の訪問・相談体制維持・市の訪問事業での対応
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援の確保	０箇所	専門機関でのサービス提供が必要であり、自立支援協議会等において検討する。
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの確保	０箇所	専門機関でのサービス提供が必要であり、自立支援協議会等において検討する。

②　障がい児支援の提供体制

【国の基本指針】

○令和５年度末までに、各市町村に保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。

【市の考え方】

令和５年度末までに保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等の連携・協働のために協議の場の設置を目指して協議・調整を行います。

また、子育て世代包括支援センターを中心に保健師・家庭児童相談員等による医療的なケアが必要な児童についての相談支援体制の継続・強化に努めます。

【目標値】

<table>
<tr><th>項　目</th><th colspan="2">数　値</th><th>考え方</th></tr>
<tr><td>令和５年度末時点での協議の場の設置の有無</td><td colspan="2">有</td><td>自立支援協議会において検討する</td></tr>
<tr><td>令和５年度末時点での医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置の有無</td><td colspan="2">なし</td><td rowspan="4">子育て世代包括支援センターを中心に保健師・家庭児童相談員等の支援の継続・強化</td></tr>
<tr><td rowspan="3">［活動指標］
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数</td><td>令和３年度</td><td>０人</td></tr>
<tr><td>令和４年度</td><td>０人</td></tr>
<tr><td>令和５年度</td><td>０人</td></tr>
</table>

（６）発達障がい児・者への支援

【国の基本指針】

○発達障がい児・者に対する支援について、活動指標を定める。

【市の考え方】

発達障がい者等の支援には、発達障がい者やその家族等への支援が重要です。

保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるように、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保することが重要となります。

【目標値】

項　目	数　値		考え方
［活動指標］ ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	令和３年度	３人	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム実施体制の整備、ペアレントメンター・ピアサポーターの養成等の体制整備について検討や協議を行います。
	令和４年度	５人	
	令和５年度	５人	
［活動指標］ ペアレントメンターの人数	令和３年度	０人	
	令和４年度	０人	
	令和５年度	０人	
［活動指標］ ピアサポートの活動への参加人数	令和３年度	０人	
	令和４年度	０人	
	令和５年度	０人	

※ペアレントトレーニング・ペアレントプログラム：保護者が子どもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けのプログラムのこと。

※ペアレントメンター：自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指す。

※ピアサポート：同じ症状や悩みをもち、同じような立場にある仲間が、体験を共有し、互いをサポートしていく取り組みのこと。

（７）相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

○令和５年度末までに各市町村又は各圏域において、総合的･専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

【市の考え方】

相談支援体制の充実を軸に、様々な機関との連携を推進します。

基本相談事業を相談支援事業所へ委託するなど、総合的・専門的な相談支援を行うことができる相談支援体制の構築・充実に努めます。

併せて、専門的な知識や技術を有する人材の確保・育成に努めます。

【目標値】

項　目	数　値	考え方
令和５年度末時点での総合的・専門的な相談支援を実施する体制の有無	有	総合的･専門的相談支援窓口として相談支援事業所を１箇所以上整備
令和５年度末時点での地域の相談支援体制を充実・強化を実施する体制の有無	有	自立支援協議会による相談支援の質の向上に係る研修等の実施をしたい。

［活動指標］	数　値			考え方
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	
総合的・専門的な相談支援を実施する体制の有無	有	有	有	基本相談支援委託事業所１箇所以上
地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数	０件	０件	０件	市との連携で対応
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	１回	１回	１回	年１回程度研修会開催
地域の相談支援との連携強化の取組の実施回数	０回	０回	０回	日常的な連携で対応

（８）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本指針】

○令和５年度末までに都道府県及び市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

【市の考え方】

障害福祉サービス事業所等への研修事業実施、市担当職員の県等が開催する研修への参加等を行うよう努めます。

給付費請求事務関して、注意事項等の伝達講習など事業所との連携に努めます。

【目標値】

項　目	有無	考え方		
R５年度末時点での、障害福祉サービスの質の向上を図るための取組に関する事項を実施する体制構築の有無	有	自立支援協議会の機能を利用し、サービスの質向上に係る事業者向けの研修事業を実施。		
［活動指標］	有無	令和３年度	令和４年度	令和５年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数		２人	２人	２人
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無と実施回数	有	１回	１回	１回

２　障害福祉サービス等の利用状況と見込量

■　障害者総合支援法におけるサービス体系

自立支援給付

介護給付
訪問系サービス
- ●居宅介護（ホームヘルプ）
- ●重度訪問介護
- ●同行援護
- ●行動援護
- ●重度障害者等包括支援

日中活動系サービス
- ●短期入所（ショートステイ）
- ●療養介護
- ●生活介護

居住系サービス
- ●施設入所支援

訓練等給付
日中活動系サービス
- ●自立訓練
- ●就労移行支援
- ●就労継続支援
- ●就労定着支援

居住系サービス
- ●自立生活援助
- ●共同生活援助（グループホーム）

相談支援給付
- ●計画相談支援
- ●地域相談支援

地域生活支援事業（市町村事業）
- ●理解促進研修・啓発事業
- ●相談支援事業（基本相談）
- ●成年後見制度法人後見支援事業
- ●日常生活用具給付等事業
- ●移動支援事業
- ●日中一時支援事業
- ●自発的活動支援事業
- ●成年後見制度利用支援事業
- ●意思疎通支援事業
- ●手話奉仕員養成研修事業
- ●地域活動支援センター事業

（１）訪問系サービス

「①居宅介護」「②重度訪問介護」「③同行援護」「④行動援護」「⑤重度障害者包括支援」

【計画の考え方】

過去３年間の利用実績を基に、平均値や増減の傾向を見据え、現時点で把握している新規利用者等の情報も加味して利用者数及び利用時間を算出しています。

①　居宅介護

【サービスの内容】

ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。

【実績】

時間：１か月あたり延べ時間（以降、同様。）

サービス	単　位		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度（見込み）
居宅介護	時間	計画	311	311	311
		実績	213	195	231
		計画比（%）	68.4	62.7	74.3
	人	計画	20	20	20
		実績	18	23	25
		計画比（%）	90.0	115.0	125.0

※　【実績】の表中で平成 30 年度から令和２年度の計画の数値は第５期計画です。（以降、同様。）

【計画】

サービス	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
居宅介護	時間	240	248	256
	人	26	27	28

②　重度訪問介護

【サービスの内容】

重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする方に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。

障害支援区分４以上で、二肢以上に麻痺等があり、認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」意外と認定される人などが対象です。

【実績】

サービス	単　位		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度（見込み）
重度訪問介護	時間	計画	95	95	95
		実績	0	0	0
		計画比（%）	—	—	—
	人	計画	95	95	95
		実績	0	0	0
		計画比（%）	—	—	—

【計画】

サービス	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
重度訪問介護	時間	620	620	620
	人	1	1	1

③　同行援護

【サービスの内容】

移動に著しい困難を有する視覚障がいのある方が外出する際、ご本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、ご本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

一定の条件（「視力障害」「視野障害」「夜盲」に該当があり、かつ「移動障害」にも該当する）に該当する人が対象です。

【実績】

サービス	単　位		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度（見込み）
同行援護	時間	計画	15	15	15
		実績	17	10	9
		計画比（%）	113.3	66.7	60.0
	人	計画	3	3	3
		実績	2	2	3
		計画比（%）	66.7	66.7	100.0

【計画】

サービス	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
同行援護	時間	20	20	20
	人	4	4	4

④　行動援護

【サービスの内容】

行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある方が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。

障害支援区分３以上で、認定調査項目のうち行動関連項目等（12 項目）の合計点数が 10 点以上（児童にあってはこれに相当する支援の度合）である人が対象です。

【実績】

サービス	単　位		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度（見込み）
行動援護	時間	計画	16	16	16
		実績	0	0	0
		計画比（%）	—	—	—
	人	計画	1	1	1
		実績	0	0	0
		計画比（%）	—	—	—

【計画】

サービス	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
行動援護	時間	0	0	0
	人	0	0	0

⑤　重度障害者等包括支援

【サービスの内容】

常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを組み合わせて包括的に支援します。

障害支援区分６（児童にあっては区分６に相当する支援の度合）に該当する人で、意思疎通を図ることに著しい支障があり、四肢の麻痺や寝たきりの状態、知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する人が対象です。

【実績】

サービス	単　位		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度（見込み）
重度障害者包括支援	時間	計画	0	0	0
		実績	0	0	0
		計画比（%）	—	—	—
	人	計画	0	0	0
		実績	0	0	0
		計画比（%）	—	—	—

【計画】

サービス	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
重度障害者包括支援	時間	0	0	0
	人	0	0	0

（２）日中活動系サービス

「①生活介護」「②自立訓練（機能訓練）」「③自立訓練（生活訓練（日中））」「④自立訓練（生活介護（夜間））」「⑤就労移行支援」「⑥就労継続支援Ａ型」「⑦就労継続支援Ｂ型」「⑧就労定着支援」「⑨療養介護」「⑩短期入所（福祉型）」「⑪短期入所（医療型）」

【計画の考え方】

過去３年間の利用実績を基に、増減の傾向を見据え、現時点で把握している新規利用者等の情報も加味して利用者数を算出しています。

①　生活介護

【サービスの内容】

常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。

障害支援区分３（50 歳以上の人は区分２）以上の人が対象です。

※障害者支援施設入所の場合は障害支援区分４（50 歳以上の人は区分３）以上。

【実績】

※人日：1 か月あたり延べ日数（以降、同様。）

サービス	単　位		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度（見込み）
生活介護	人日	計画	1030	1075	1120
		実績	903	830	1100
		計画比（%）	87.7	77.2	98.2
	人	計画	46	48	50
		実績	46	46	50
		計画比（%）	100.0	95.8	100.0

【計画】

サービス	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
生活介護	人日	1122	1188	1232
	人	51	54	56

②　自立訓練（機能訓練）

【サービスの内容】

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がいや難病を患っている人などに対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。

入所施設・病院を退所・退院した方であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人や特別支援学校を卒業し、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人などが対象です。

【実績】

サービス	単　位		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度（見込み）
自立訓練（機能訓練）	人日	計画	22	22	22
		実績	0	0	0
		計画比（%）	—	—	—
	人	計画	1	1	1
		実績	0	0	0
		計画比（%）	—	—	—

【計画】

サービス	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
自立訓練（機能訓練）	人日	22	22	22
	人	1	1	1

③　自立訓練（生活訓練（日中））

【サービスの内容】

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がいや精神障がいのある人に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。

入所施設・病院を退所・退院し、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人や特別支援学校を卒業し、継続した通院により症状が安定していて、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人などが対象です。

【実績】

サービス	単　位		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度（見込み）
自立訓練（生活訓練（日中））	人日	計画	111	67	67
		実績	63	65	44
		計画比（%）	56.8	97.0	65.7
	人	計画	5	3	3
		実績	4	4	2
		計画比（%）	80.0	133.3	66.7

【計画】

サービス	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
自立訓練（生活訓練（日中））	人日	44	44	44
	人	2	2	2

④　自立訓練（生活訓練（夜間））

【サービスの内容】

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がいや精神障がいのある人に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。

自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している人等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な人。

【実績】

サービス	単　位		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度（見込み）
自立訓練（生活訓練（夜間））	人日	計画	31	31	31
		実績	0	0	0
		計画比（%）	—	—	—
	人	計画	1	1	1
		実績	0	0	0
		計画比（%）	—	—	—

【計画】

サービス	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
自立訓練（生活訓練（夜間））	人日	31	31	31
	人	1	1	1

⑤　就労移行支援

【サービスの内容】

就労を希望する 65 歳未満の障がいのある人で、一般の企業等に雇用されることが可能と見込まれる人に対し、定められた期間、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、障がいの適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着に関する相談や支援を行います。

【実績】

サービス	単　位		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度（見込み）
就労移行支援	人日	計画	156	178	201
		実績	95	20	0
		計画比（%）	60.9	11.2	―
	人	計画	7	8	9
		実績	5	2	0
		計画比（%）	71.4	25.0	―

【計画】

サービス	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
就労移行支援	人日	88	88	88
	人	4	4	4

⑥　就労継続支援 A 型

【サービスの内容】

企業等に就労することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。

雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の人が対象です。

【実績】

サービス	単　位		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度（見込み）
就労継続支援Ａ型	人日	計画	201	224	246
		実績	143	121	120
		計画比（%）	71.1	54.0	48.8
	人	計画	9	10	11
		実績	9	7	7
		計画比（%）	100.0	70.0	63.6

【計画】

サービス	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
就労継続支援Ａ型	人日	154	154	154
	人	7	7	7

⑦　就労継続支援Ｂ型

【サービスの内容】

通常の事業所に雇用されることが困難な主に就労経験のある障がいのある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

⑴就労経験がある人で、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった人、⑵就労移行支援事業を利用した結果、Ｂ型の利用が適当と判断された人、⑶⑴または⑵に該当しない方であって、50 歳に達している人、または障害基礎年金１級を受給している人等が対象です。

【実績】

サービス	単　位		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度（見込み）
就労継続支援Ｂ型	人日	計画	1164	1209	1254
		実績	962	981	1040
		計画比（%）	82.6	81.1	82.9
	人	計画	52	54	56
		実績	52	58	56
		計画比（%）	100.0	107.4	100.0

【計画】

サービス	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
就労継続支援	人日	1650	1694	1738
B型	人	75	77	79

⑧　就労定着支援

【サービスの内容】

就労移行支援などを利用して一般就労へ移行した人で、就労に伴う環境の変化により生活面で課題が生じている人に対し、雇用された企業などで就労の継続を図るため、企業・事業所や関係機関との連絡調整、雇用に伴い生じる日常生活、または社会生活上の各問題に関する相談、指導・助言などの支援を一定期間行います。

【実績】

サービス	単　位		平成30年度	令和元年度	令和２年度（見込み）
就労定着支援	人	計画	1	1	1
		実績	0	1	2
		計画比（%）	―	100.0	200.0

【計画】

サービス	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
就労定着支援	人	3	3	3

⑨　療養介護

【サービスの内容】

病院において医療的ケアを必要とする障がいのある人のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。

【実績】

サービス	単　位		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度（見込み）
療養介護	人	計画	4	4	4
		実績	5	5	5
		計画比（%）	125.0	125.0	125.0

【計画】

サービス	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
療養介護	人	5	5	5

⑩　短期入所（福祉型）

【サービスの内容】

自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある方に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

【実績】

サービス	単　位		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度（見込み）
短期入所（福祉型）	人日	計画	80	90	100
		実績	153	187	152
		計画比（%）	82.6	81.1	152.0
	人	計画	16	18	20
		実績	23	21	17
		計画比（%）	100.0	107.4	85.0

【計画】

サービス	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
短期入所（福祉型）	人日	164	178	192
	人	20	22	24

⑪　短期入所（医療型）

【サービスの内容】

自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、医療による管理のもとで入浴、排せつ、食事等の必要な介護を行います。

遷延性意識障害や筋萎縮性側索硬化症（ALS）等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する重症心身障がい児・者などの医療的ケアが必要な人が対象です。

【実績】

サービス	単　位		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度（見込み）
短期入所（福祉型）	人日	計画	0	0	0
		実績	0	0	0
		計画比（%）	—	—	—
	人	計画	0	0	0
		実績	0	0	0
		計画比（%）	—	—	—

【計画】

サービス	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
短期入所（福祉型）	人日	10	10	10
	人	1	1	1

（３）居住系サービス

「①自立生活援助」「②共同生活援助」「③施設入所支援」

【計画の考え方】

過去３年間の利用実績を基に、増減の傾向を見据え、現時点で把握している新規利用者等の情報も加味して利用者数を算出しています。

①　自立生活援助

【サービスの内容】

障害者支援施設やグループホームなどを利用していた人で、地域で一人暮らしを希望する人に対し、地域において自立した日常生活、または社会生活を営むことができるよう、一定の期間にわたり定期的な巡回訪問（居宅訪問）や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言、関係機関（計画相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、医療機関など）との連絡・調整などの環境の整備に必要な援助を行います。

※　第５期計画において計画数値がなかった事業であるため、新規事業となります。（新規事業となるため、計画のみとなります。）

【計画】

サービス	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
自立生活援助	人日	0	0	0
	人	0	0	0

②　共同生活援助（グループホーム）

【サービスの内容】

地域で共同生活を営むことが可能な人で、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

【実績】

サービス	単　位		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度（見込み）
共同生活援助	人	計画	13	13	13
		実績	13	15	16
		計画比（%）	100.0	115.4	123.1

【計画】

サービス	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
共同生活援助	人	20	25	28

③　施設入所支援

【サービスの内容】

施設に入所する障がいのある人に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

生活介護※を受けている人で、障害支援区分が区分４（50 歳以上の場合は区分３）以上の人が対象です。

※入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められ、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市が利用の組み合わせの必要性を認めた場合には、その他の日中活動系サービスの利用も認められる場合があります。

【実績】

サービス	単　位		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度（見込み）
施設入所支援	人	計画	29	29	29
		実績	25	25	25
		計画比（%）	86.2	86.2	86.2

【計画】

サービス	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
施設入所支援	人	25	25	25

（４）相談支援サービス

「①計画相談支援」「②地域相談支援（地域移行支援）」「③地域相談支援（地域定着支援）」

【計画の考え方】

過去３年間の利用実績を基に、増減の傾向を見据え、現時点で把握している新規利用者等の情報も加味して利用者数を算出しています。

①　計画相談支援

【サービスの内容】

障害福祉サービスの利用を行う際に必要なサービス等利用計画の作成・連絡調整等を行います。

障がいのある人の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行います。

※計画相談支援の数値について、第５期計画までは計画相談支援の支給決定を受けている人数について表記しています。（実績においては同様の数値を表記しています。）

第６期計画においては数値の表記の仕方が統一され、計画年度における各年度末の３月に１か月間で計画相談支援のサービスを受けた人の人数を表記することされました。

そのため、実績と計画で数値が乖離しています。

【実績】

サービス	単　位		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度（見込み）
計画相談支援	人	計画	122	127	132
		実績	120	130	136
		計画比（%）	86.2	86.2	103.0

【計画】

サービス	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画相談支援	人	31	32	33

②　地域相談支援（地域移行支援）

【サービスの内容】

障がいにより、障害者支援施設等に入所してる人、または精神科病院に入院している人など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている人に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。

※　第５期計画において計画数値がなかった事業であるため、新規事業となります。（新規事業となるため、計画のみとなります。）

【計画】

サービス	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
地域移行支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0

③　地域相談支援（地域定着支援）

【サービスの内容】

障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した人等で、居宅において単身等で生活し、地域生活が不安定な人に対して、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

※　第５期計画において計画数値がなかった事業であるため、新規事業となります。（新規事業となるため、計画のみとなります。）

【計画】

サービス	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
地域定着支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0

（５）地域生活支援事業

「①理解促進研修・啓発事業」「②自発的活動支援事業」「③相談支援事業」「④成年後見制度利用支援事業」「⑤成年後見制度法人後見支援事業」「⑥意思疎通支援事業」「⑦日常生活用具給付事業」「⑧手話奉仕員養成研修事業」「⑨移動支援事業」「⑩地域生活支援センター事業」「⑪日中一時支援事業」「⑫自動車改造・自動車免許取得費助成事業」

【計画の考え方】

過去３年間の実施体制や利用実績を基に、今後の実施体制や給付等の数値を算出しています。

①　理解促進研修・啓発事業

【事業内容】
障がいのある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる社会的障壁をなくすため、地域の住民に対して、理解を深めるための研修会等の開催、啓発事業などを行います。

【実績】

サービス	単　位		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度（見込み）
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	計画	有	有	有
		実績	有	有	有

【計画】

サービス	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

②　自発的活動支援業

【事業内容】
障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、障がいのある方、その家族、当事者団体などが地域において自発的に行う活動を支援します。

【実績】

サービス	単　位		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度（見込み）
自発的活動支援事業	実施の有無	計画	有	有	有
		実績	有	有	有

【計画】

サービス	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
自発的活動事業	実施の有無	有	有	有

③　相談支援業

【事業内容】

障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、社会資源等の必要な情報の提供、生活力を高めるための助言・支援、専門機関の紹介などを行い、自立した生活ができるよう支援します。

ⅰ　障害者相談支援事業

【実績】

サービス	単　位		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度（見込み）
障害者相談支援事業	箇所	計画	1	1	1
		実績	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	計画	なし	なし	なし
		実績	なし	なし	なし

【計画】

サービス	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
障害者相談支援事業	箇所	2	2	2
基幹相談支援センター	設置の有無	なし	なし	なし

※基幹相談支援センター：地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに各法律に基づき相談等の業務を総合的に行うことを目的とする施設です。

ⅱ　住宅入居等支援事業

【実績】

サービス	単　位		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度（見込み）
住宅入居等支援事業	実施の有無	計画	なし	なし	なし
		実績	なし	なし	なし

【計画】

サービス	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
住宅入居等支援事業	実施の有無	なし	なし	なし

④　成年後制度利用支援事業

【事業内容】

知的障がいや精神障がいがある人で、成年後見制度の利用が困難な人に、市が変わって申立てをしたり、申立てに要する経費や後見人等の報酬に対する助成を行います。

【実績】

サービス	単　位		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度（見込み）
成年後見制度利用支援事業	人／年	計画	2	2	2
		実績	0	0	2

【計画】

サービス	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
成年後見制度利用支援事業	人／年	2	2	2

⑤　成年後見制度法人後見支援事業

【事業内容】

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

※　第５期計画において計画数値がなかった事業であるため、新規事業となります。（新規事業となるため、計画のみとなります。）

【計画】

サービス	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
成年後見制度 成年後見支援事業	実施の有無	なし	なし	なし

⑥　意思疎通支援事業

【事業内容】

手話通訳者や要約筆記者等の派遣、窓口等に手話通訳者を設置します。

【実績】

サービス	単　位		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度 （見込み）
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	計画	7	7	7
		実績	4	10	4
手話通訳者設置事業	人	計画	0	0	0
		実績	0	0	0

【計画】

サービス	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人／年	10	10	10
手話通訳者設置事業	人／年	0	0	0

⑦　日常生活用具給付事業

【事業内容】

主に重度障がいのある人等に対し、日常生活上必要な介護・訓練支援用具等の日常生活用具の給付を行います。

【実績】

サービス	単　位		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度（見込み）
介護訓練支援用具	件	計画	5	5	5
		実績	1	0	2
自立生活支援用具	件	計画	5	5	5
		実績	3	4	2
在宅療養等支援用具	件	計画	5	5	5
		実績	2	4	1
情報・意思疎通支援用具	件	計画	28	28	28
		実績	24	8	7
排泄管理支援用具	件	計画	550	550	550
		実績	466	473	500
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	計画	1	1	1
		実績	1	2	1

【計画】

サービス	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
介護訓練支援用具	件	3	3	3
自立生活支援用具	件	5	5	5
在宅療養等支援用具	件	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件	15	15	15
排泄管理支援用具	件	550	550	550
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	1	1	1

⑧　手話奉仕員養成研修事業

【事業内容】

聴覚障がいのある人との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

【実績】

サービス	単　位		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度（見込み）
手話奉仕員養成研修事業	実養成講習修了見込み者数（新規登録見込者数）	計画	1	0	1
		実績	0	2	0

【計画】

サービス	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
手話奉仕員養成研修事業	実養成講習修了見込み者数（新規登録見込者数）	0	1	0

⑨　移動支援事業

【事業内容】

屋外での移動が困難な障がいのある方について、外出のための支援を行います。

【実績】

サービス	単　位		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度（見込み）
移動支援事業	実利用人数	計画	20	20	20
		実績	24	23	23
	延べ利用時間	計画	1600	1600	1600
		実績	1208	1214	1200

【計画】

サービス	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
移動支援事業	実利用人数	20	20	20
移動支援事業	延べ利用時間	1600	1600	1600

⑩　地域活動支援センター事業

【事業内容】
　障がいのある人に、通所による創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

【実績】

サービス	単　位		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度（見込み）
地域活動支援センター事業	箇所	計画	2	2	2
		実績	2	2	2
	人	計画	26	26	26
		実績	13	13	13

【計画】

サービス	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
地域活動支援センター事業	箇所	2	2	2
	実績	26	26	26

⑪　日中一時支援事業

【事業内容】
　障がいのある人の日中における活動の場を一時的に確保し、障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を行います。

【実績】

サービス	単　位		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度（見込み）
日中一時支援事業	延べ日数	計画	1200	1200	1200
		実績	899	688	700

【計画】

サービス	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
日中一時支援事業	延べ日数	900	900	900

⑫　自動車改造費助成事業・自動車運転免許取得費助成事業

【事業内容】

自動車改造費助成事業では、身体に障がいのある人が、就労等にともない自動車を取得し改造等をする場合や、身体に重度の障がいのある人の移動介護用として自動車に車いす用リフト等を設置する場合に、改造等に要する経費の一部を助成します。

自動車運転免許取得費助成事業では、身体に障がいのある人に対して普通自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成することにより身体に障がいのある人の社会参加の促進を図ります。

【実績】

サービス	単　位		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度（見込み）
自動車改造費助成事業	件	計画	2	2	2
		実績	4	2	2
自動車運転免許取得費助成事業	件	計画	1	1	1
		実績	0	1	0

【計画】

サービス	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
自動車改造費助成事業	件	2	2	2
自動車運転免許取得費助成事業	件	1	1	1

3　障がい児福祉サービスの利用状況と見込量

■　児童福祉法におけるサービス体系

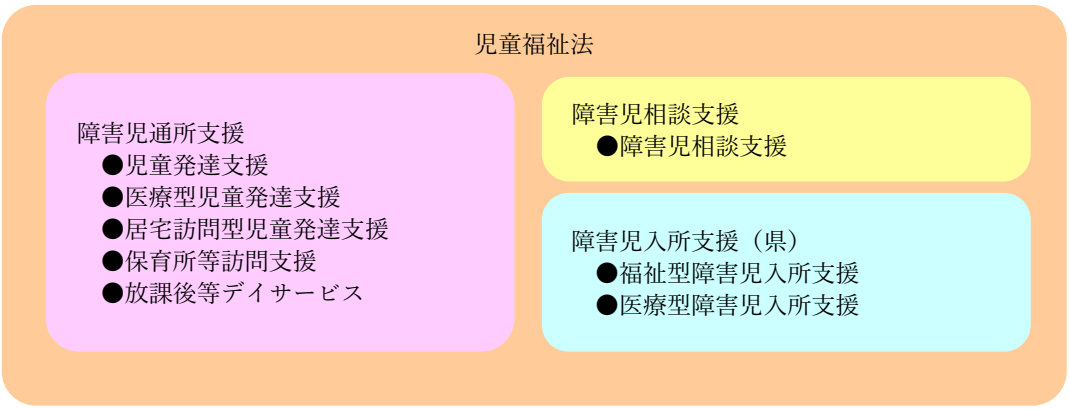

（１）障がい児支援

「①児童発達支援」「②医療型児童発達支援」「③放課後等デイサービス」「④保育所等訪問支援」「⑤居宅訪問型児童発達支援」「⑥障害児相談支援」「⑦福祉型障害児入所支援」「⑧医療型障害児入所支援」

【計画の考え方】

過去３年間の利用実績を基に、増減の傾向を見据え、現時点で把握している新規利用者等の情報も加味して利用者数を算出しています。

①　児童発達支援

【サービスの内容】

障がいのある児童に対して、通所による日常生活における基本的な動作の指導や知識・技能の付与、または集団生活への適応訓練等を行います。

【実績】

サービス	単　位		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度（見込み）
児童発達支援	人日	計画	20	20	20
		実績	29	17	18
		計画比（%）	145.0	85.0	90.0
	人	計画	4	4	4
		実績	7	4	4
		計画比（%）	175.0	100.0	100.0

【計画】

サービス	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
児童発達支援	人日	30	30	30
	人	5	5	5

②　医療型児童発達支援

【サービスの内容】

上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童に対して、通所による日常生活における基本的な動作の指導や知識・技能の付与のために効果的な訓練や治療を行います。

【実績】

サービス	単　位		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度（見込み）
医療型児童発達支援	人日	計画	2	2	2
		実績	0	3	2
		計画比（%）	—	150.0	100.0
	人	計画	1	1	1
		実績	0	1	1
		計画比（%）	—	100.0	100.0

【計画】

サービス	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
医療型児童発達支援	人日	4	4	4
	人	1	1	1

②　放課後等デイサービス

【サービスの内容】

学校通学中の障がいのある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練や社会との交流の促進等のための支援を行うとともに、放課後等の居場所を提供します。

【実績】

サービス	単　位		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度（見込み）
放課後等デイサービス	人日	計画	119	126	126
		実績	118	163	180
		計画比（%）	99.2	129.4	142.9
	人	計画	17	18	18
		実績	24	33	35
		計画比（%）	141.2	183.3	194.4

【計画】

サービス	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
放課後等デイサービス	人日	500	550	600
	人	50	55	60

④　保育所等訪問支援

【サービスの内容】

障がいのある児童が、保育所などにおける集団生活に適応することができるよう障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、訪問による支援や訪問先職員等に対する支援を行います。

【実績】

サービス	単　位		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度（見込み）
保育所等訪問支援	人日	計画	0	0	0
		実績	0	0	0
		計画比（%）	—	—	—
	人	計画	0	0	0
		実績	0	0	0
		計画比（%）	—	—	—

【計画】

サービス	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
保育所等訪問支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0

⑤　居宅訪問型児童発達支援

【サービスの内容】

重度の障がい等の状態にある児童で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童の居宅を訪問して発達支援を行います。

【実績】

サービス	単　位		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度（見込み）
居宅訪問型児童発達支援	人日	計画	0	0	0
		実績	0	0	0
		計画比（%）	—	—	—
	人	計画	0	0	0
		実績	0	0	0
		計画比（%）	—	—	—

【計画】

サービス	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0

⑥　障害児相談支援

【サービスの内容】

障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する場合に、必要なサービス等利用計画の作成・連絡調整等を行います。

障がいのある児童の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行います。

※計画相談支援の数値について、第１期障害児福祉計画までは計画相談支援の支給決定を受けている人数について表記しています。（実績においては同様の数値を表記しています。）

第２期障害児福祉計画においては数値の表記の仕方が統一され、計画年度における各年度末の３月に１か月間で計画相談支援のサービスを受けた人の人数を表記することされました。

そのため、実績と計画で数値が乖離しています。

【実績】

サービス	単　位		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度（見込み）
障害児相談支援	人	計画	3	4	5
		実績	6	9	9
		計画比（%）	200.0	225.0	180.0

【計画】

サービス	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
障害児相談支援	人	6	6	15

第５章　計画の推進体制

１　計画の推進体制

（１）推進体制の確立

計画に基づく施策の推進には、福祉や保健・医療などの分野だけでなく、住宅、交通、まちづくりといった生活環境全般の幅広い範囲に及び、それぞれの障がいの状況や、ライフステージに応じた対応が必要となります。

各施策を効果的に実施していく上で、市民の皆様の協力はもとより、市と関係機関等の協力体制は不可欠です。

医療機関、教育機関、ボランティア団体、事業者等の関係機関との連携を強化に努めるとともに、障がいのある人を含めた市民の主体的な参画の促進に努めます。

（２）計画の達成状況の点検及び評価の体制

計画策定後は、施策の取り組み状況やサービス見込量等の達成状況について、加茂市地域自立支援協議会において施策の取り組み状況等の確認を行います。

加茂市地域自立支援協議会からの意見を踏まえて施策の改善や見直し等について検討を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画の変更や見直しを行います。

（３）計画推進のための連携体制

障がい者支援の施策は、専門的な取り組みの必要性などから広域で行う事業や他市に立地する施設の利用など、広域的な視点で取り組まなければならないことがあります。

国や県、近隣市と連携していく必要があるものについては、積極的に連携を図りつつサービスの充実に努めます。

資　料　編

加茂市内の施設等（令和２年度末の状況）

施　設　名	区　分	サービス等の内容等
障害者支援施設 第二平成園	障害者支援施設	生活介護、施設入所支援、短期入所
いんくる加茂	グループホーム	共同生活援助
雪椿の舎	障害福祉サービス提供事業所	就労継続支援Ｂ型、生活介護
Sprite（スプライト）	障害福祉サービス提供事業所	就労継続支援Ｂ型
デイサービスセンター第二平成園	基準該当 障害福祉サービス提供事業所	生活介護（デイサービス）
デイサービスセンター第三平成園	基準該当 障害福祉サービス提供事業所	生活介護（デイサービス）
SOMPO ケア　加茂	居宅介護事業所	居宅介護
加茂市ホームヘルパーステーション	居宅介護事業所	居宅介護、同行援護
放課後等デイサービス事業所 わくわくクラブ	障害児通所支援事業所	放課後等デイサービス
加茂市やまびこ作業所	地域活動支援センター	通所作業訓練所

第６期加茂市障害者計画の策定体制について

第６期加茂市障害者計画（含 加茂市障害者福祉計画・障害児福祉計画）の策定体制については、加茂市福祉事務所を事務局とし、加茂市が行う基本相談等において把握している利用者等の意見、関係機関等からの意見を反映して作成したものです。

【関係機関からの意見聴取日】

第１回加茂市自立支援協議会　令和３年２月26日（金）　午後１時30分　於　加茂市役所

【第１回加茂市自立支援協議会委員名簿】

	氏名	団体（所属）	職名	委員区分
会長	石本　勝見	新潟中央短期大学	学長	医療関係者・有識者・学識経験者
委員	渡辺　敏行 （代理　今泉善夫）	障害者支援施設　第二平成園 社会福祉法人加茂福祉会 （平成園）	施設長 （施設長）	障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業者等
委員	名古屋　利夫	障害福祉サービス事業所　雪椿の舎 加茂市手をつなぐ育成会	施設長	障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業者等
委員	渡辺　慎吾	障害福祉サービス事業所　Sprite 株式会社　Sprite	代表取締役社長	障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業者等
委員	大堀　正幸	共同生活援助事業所　いんくる加茂 株式会社　いんくる	代表取締役社長	障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業者等
委員	大竹　由美	居宅介護事業所　SOMPO ケア加茂 株式会社 SOMPO ジャパン	管理者	障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業者等
委員	捧　泰輔	放課後等デイサービス事業所 わくわくクラブ 特定非営利活動法人わくわくクラブ	管理者	障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業者等
委員	青木　泰子	加茂市手をつなぐ育成会	理事長	障害福祉関係団体
委員	小日向　榮一	加茂市家族会	会長	障害福祉関係団体
委員	星　太	三条地域振興局 健康福祉環境部　地域福祉課	課長	保健・福祉関係者
委員	久我　三栄	加茂市民生員・児童委員協議会	会長	民生委員
委員	車谷　容子	加茂医師会	事務局長	医療関係者・有識者・学識経験者
委員	髙橋　悦子	有識者		医療関係者・有識者・学識経験者

（敬称略）